



平成 29 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社レオパレス 21
代 表 者 名 代表取締役社長 深 山 英 世
(コード番号 8848 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役執行役員 宮尾文也
(TEL 03-5350-0216)

取締役報酬額改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役および執行役員の報酬制度の改定ならびに取締役の報酬額改定および取締役に対する株式報酬型ストックオプション報酬額改定を決議致しましたのでお知らせ致します。

尚、取締役の報酬額改定および取締役に対する株式報酬型ストックオプション報酬額改定につきましては、平成29年6月29日開催予定の第44期定時株主総会の決議をもって正式決定する予定です。

記

1. 報酬制度改定の目的

当社は、取締役および執行役員が当社および当社グループの更なる業績向上と企業価値の向上を実現すること、業績や株主価値との連動性をより一層明確にすることを目的として、報酬制度の改定を進めております。

2. 報酬制度改定の概要

新たな報酬制度においては、社外取締役を除く取締役等の業務に対する評価が標準的である場合には、原則として従来の報酬水準を維持する設計としつつ、業績結果に基づく各評価の報酬額変動幅を拡大し、業績および企業価値と報酬額との連動性を高めます。

また当該取締役等の報酬は、従来、基本報酬、単年度賞与、株式報酬型ストックオプションで構成していましたが、今般これらに加え、中期経営計画の達成状況に連動する中期経営計画期間賞与を新設いたします。

基本報酬を固定的な報酬とする一方、年次計画の達成を目的とした単年度賞与、中期経営計画の達成を目的とした中期経営計画期間賞与、中長期の業績および株価上昇への貢献意欲を高める株式報酬型ストックオプションで構成し、多様なレンジにおいて業績向上と企業価値向上に資する制度といたします。

当該報酬制度の改定を行うことで、当社取締役等が果たすべき責務の遂行を促進し、株主価値の向上を目指してまいります。

3. 本株主総会付議の内容

本報酬制度改定を行うに当たり、以下の通り取締役の報酬額改定決議を付議いたします。

①取締役の報酬額改定の内容と理由

当社の取締役の報酬額は、平成14年6月27日開催の第29期定時株主総会において、取締役の報酬額を年額500百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）としてご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化、上記の通り当社の業績向上に資するべく報酬制度を改定すること、当該報酬制度における好業績時の支給額増加に備えること、その他諸般の事情を勘案し、取締役の報酬額を年額800百万円以内に改定することを本株主総会に付議いたします。

また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まないものといたします。

なお、本株主総会において取締役11名選任議案が原案通り承認可決された場合、本総会終了後の取締役は11名（うち社外取締役は3名）となります。

②取締役に対する株式報酬型ストックオプション報酬額改定の内容と理由

当社の取締役（社外取締役を除く）の株式報酬型ストックオプション報酬額は、平成21年6月29日開催の第36期定時株主総会において、取締役の報酬額（年額500百万円以内。使用人分給与は含まない。）とは別枠で、年額150百万円以内としてご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化、上記のとおり当社の業績向上に資するべく報酬制度を改定すること、当該報酬制度における好業績時の支給額増加に備えること、その他諸般の事情を勘案して、取締役（社外取締役を除く）の株式報酬型ストックオプション報酬額を年額300百万円以内に改定することを本株主総会に付議いたします。

また、取締役（社外取締役を除く）のストックオプション報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まないものといたします。

なお、本株主総会において取締役11名選任の件が原案通り承認可決された場合、本総会終了後の取締役（社外取締役3名を除く）は8名となります。

以 上